

議案第51号

沼田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

沼田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一
部を別紙のとおり改正する。

令和7年8月26日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

沼田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。